



月額掛金

保険年齢	性別	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース
15歳～60歳	男性	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	5,946円	6,712円
	女性						
61歳～65歳	男性	2,811円	4,218円	5,623円	7,029円	8,376円	9,530円
	女性	2,061円	3,092円	4,122円	5,153円	6,132円	6,939円
66歳～70歳	男性	3,664円	5,496円	7,328円	9,160円	10,934円	12,514円
	女性	2,390円	3,586円	4,780円	5,976円	7,119円	8,091円

* 上記掛金には保険料の他、運営費が含まれています。
 * 本保険期間中は、9月1日現在の年齢に応じて決まる掛金が、加入時・更新時から適用されます。
 (年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は6か月を超えるものについては切り上げて1年とし6か月までのものについては切り捨てます。)
 * 上記掛金は概算で表示しています。福祉団体定期保険の保険料率計算の結果、正規掛金が若干異なる場合がありますが、その場合は正規掛金の適用となりますのでご了承ください。

税法上の特典

法人の場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。
 (法基通9-3-5) (所基通36-31の2)

個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。
 (直審3-8) (所基通36-31の2)

福祉団体定期保険について

次の場合には保険金・給付金をお支払いできませんので、お申込みに際し特にご注意ください。

A.死亡保険金・高度障害保険金について ①加入者が加入日から1年以内に自殺したとき ②保険契約者・保険金受取人の故意によるとき ③保険契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったり不実のことを告げたとき ④戦争その他の変乱によるとき ⑤加入者の故意により高度障害状態になられたとき B.災害保険金・災害高度障害保険金・入院給付金について ①保険契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき ②災害保険金受取人の故意または重大な過失によるとき(ただし、災害保険金についてのみ)	③加入者の犯罪行為によるとき ④加入者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑤加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑥加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑦地震、噴火または津波によるとき ⑧戦争その他の変乱によるとき C.ガン死亡保険金について ①保険契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったり不実のことを告げたとき
---	---

(注) 1. 増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。
 2. 詐欺行為、保険金等の不法取得目的による加入・更新があった場合には、その加入者の加入・更新は無効となり、保険金等のお支払いはできません。

こまくさ共済は松本商工会議所が、アクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険(入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付)と当商工会議所独自の見舞金・祝金・弔慰金制度を会員の皆様にご利用いただくものです。こまくさ共済はその運営を安全かつ円滑にするために内容の一部を変更することがあります。

被保険者(加入者)の皆様へ

福祉団体定期保険は契約者…松本商工会議所、被保険者…商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者…商工会議所の会員とした保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、本パンフレット記載の内容(特に☆印事項)をご確認ください。なお、ご加入保険金額については加入申込書記載の金額です。パンフレットと加入申込書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。 生命保険契約者保護機構 <http://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

[お問合せ先]



松本商工会議所

〒390-8503 松本市中央1-23-1
 TEL (32)5355 FAX (33)1020

[福祉団体定期保険引受保険会社]



アクサ生命保険株式会社

本社 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー
 TEL 03-6737-7777 (代表)

[取扱店]

アクサ生命保険株式会社 松本営業所

〒390-0811 松本市中央1-23-1 松本商工会館3F
 TEL (36)5483 FAX (36)5446

AXA-0907-1638/560

こまくさ共済

ご加入
 のおすすめ

入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付 福祉団体定期保険
 +見舞金・祝金・弔慰金制度



割安な
 掛金
 で幅広い保障!

毎年収支計算し
 剰余金があれば
 配当金
 も!

1年更新で
 医師の
 診査なし

業務上・業務外
 を問わず
 24時間保障

見舞金・
 祝金・
 弔慰金制度
 が充実

【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取り扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当所に提供されます。
- ②当所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、当所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実にも使用することがあります。アクサ生命は、当所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取り扱われます。
- ⑤福祉団体定期保険契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容になっているかを必ずご確認ください。
 ※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



松本商工会議所

こまかさ共済の内容

☆ 福祉団体定期保険の給付内容

給付内容	給付金額	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース
死亡	不慮の事故による死亡 〈死亡保険金+災害保険金〉	660万円	990万円	1,320万円	1,650万円	1,920万円	1,990万円
	ガンによる死亡 〈死亡保険金+ガン死亡保険金〉	260万円	390万円	520万円	650万円	780万円	910万円
	ガン以外の病気による死亡 〈死亡保険金〉	140万円	210万円	280万円	350万円	420万円	490万円
高度障害	不慮の事故による高度障害 〈高度障害保険金+災害高度障害保険金〉	660万円	990万円	1,320万円	1,650万円	1,920万円	1,990万円
	病気による高度障害 〈高度障害保険金〉	140万円	210万円	280万円	350万円	420万円	490万円
入院	不慮の事故による入院 〈入院給付金〉(5日以上60日限度)	1日につき 5,200円	1日につき 7,800円	1日につき 10,400円	1日につき 13,000円	1日につき 15,000円	1日につき 15,000円

☆ 福祉団体定期保険のお支払いについて

死亡保険金…保険期間中に加入者が死亡されたときお支払いします。

高度障害保険金…保険期間中に加入者が加入日以後生じた傷害または疾病によって所定の高度障害状態(※1)のいずれかになられたときお支払いします。

災害保険金…保険期間中に加入者が加入日以後発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に死亡されたときまたは所定の感染症で死亡されたときお支払いします。

災害高度障害保険金…保険期間中に加入者が加入日以後発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の高度障害状態(※1)のいずれかになられたときまたは所定の感染症により所定の高度障害状態(※1)のいずれかになられたときお支払いします。

入院給付金…保険期間中に加入者が加入日以後発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に5日以上入院されたときお支払いします。ただし同一事故による入院は60日を限度とします。

ガン死亡保険金…加入者が責任開始期以後に診断確定されたガン(※2)を直接の原因として保険期間中に死亡されたときお支払いします。

*効力発生日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任開始となります。

◎高度障害保険金をお支払いした場合、この保険は消滅します。よって、その他の保険金・給付金のお支払いはなくなります。

※1 高度障害状態

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはしゃべりの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※2 対象となる悪性新生物

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 | 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物 |
| 消化器の悪性新生物 | 消化器の悪性新生物 |
| 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 | 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 |
| 骨および関節軟骨の悪性新生物 | 部位不明確、統廃部位および部位不明の悪性新生物 |
| 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物 | 悪性新生物 |
| 女性生殖器の悪性新生物 | リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 |
| 中皮および軟部組織の悪性新生物 | 悪性新生物 |
| 乳房の悪性新生物 | 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 |
| 女性生殖器の悪性新生物 | 悪性新生物 |
| 男性生殖器の悪性新生物 | 上皮下新生物 |
| 尿路の悪性新生物 | |

見舞金・祝金・弔慰金制度の給付内容

給付内容	給付金額	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース
不慮の事故による通院見舞金 (5日以上通院、ただし1年間1人2回限度)	一律 15,000円	一律 20,000円	一律 25,000円	一律 30,000円	一律 35,000円	一律 40,000円	
不慮の事故による入院見舞金 (4日以内の入院、ただし1年間1人2回限度)	一律 15,000円	一律 20,000円	一律 25,000円	一律 30,000円	一律 35,000円	一律 40,000円	
病気入院 見舞金 (1年間1人2回限度)	5日以上14日以内	一律 15,000円	一律 20,000円	一律 25,000円	一律 30,000円	一律 35,000円	一律 40,000円
	15日以上24日以内	一律 25,000円	一律 30,000円	一律 35,000円	一律 40,000円	一律 45,000円	一律 50,000円
	25日以上入院	一律 35,000円	一律 40,000円	一律 45,000円	一律 50,000円	一律 55,000円	一律 60,000円
結婚祝金							
銀婚祝金	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	
出産祝金 (加入者またはその配偶者が出産したとき)							
家族弔慰金 (配偶者と一親等以内の親族)							
満了時記念品	記念品贈呈						

見舞金・祝金・弔慰金制度の給付について

- ①見舞金、祝金および弔慰金は、松本商工会議所独自の見舞金・祝金・弔慰金制度の運営費によってまかなわれます。
- ②家族弔慰金は、加入者の配偶者および1親等以内の親族が死亡されたとき、上記金額を支給いたします。
- ③満了時記念品は、70歳を超えた方が制度を脱退するときに贈呈いたします。
- ④給付の請求は、支払事由発生から3年間有効です。

*詳細は、「見舞金・祝金・弔慰金制度」規約にてご確認ください。

ご加入者の皆様にご利用いただけるサービスの内容

アクサの付帯サービス	アクサ生命の加入者向けサービス
------------	-----------------

〈サービスの一例〉

・健康電話相談(相談料・通話料無料)

気になる症状や育児、介護、心の悩み、医療機関情報など、専門の相談員が24時間対応いたします。

・中小企業経営者 人事労務相談(相談料無料)

経営者の方々の各種労働関係法令に関するお問合せや労務管理上のご相談に、信頼できる専門家がお答えします。

このサービスは「生命共済制度」ご加入の皆様とご家族でご利用いただけます。(※サービスによっては、一部有料のものもございます。) サービスのご利用方法等の詳細は、アクサ生命ホームページ(<http://www.axa.co.jp/life/>)をご覧ください。



こまかさ共済の取扱

☆ 保険期間

保険期間は1年間(平成21年9月1日～平成22年8月31日)で、毎年自動的に更新します。

(見舞金・祝金・弔慰金)…見舞金・祝金・弔慰金制度については本制度への加入が継続している間のお取扱いとなります。

1.松本商工会議所会員の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で9月1日現在年齢が14歳6か月を超え70歳6か月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、新規・増額において60歳6か月を超えた方はBコースを限度とします。(60歳6か月以前にCコース以上で加入されている方は同額継続可能です。)

2.加入者は申込日現在、正常に勤務中の方とします。ただし、次に該当する方は加入(増額)することはできません。もし、加入(または増額)されても保険金等のお支払いができない場合がありますので、ご了承ください。

- ①加入申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたことまたは継続して2週間以上の入院をしたことがある方。
- ②加入申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり医師の治療・投薬を受けたことがある方。

病気・けがの例示
心臓病・高血圧症・脳卒中・精神病・てんかん・ぜんそく・肺結核・胃かいよう・十二指腸かいよう・肝臓病・腎臓病・緑内障・がん・糖尿病・リウマチ・頭部外傷・その他

3.上記1・2の要件を満たす方全員のご加入が必要となります。

4.当所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入は継続できませんのですみやかに脱退手続をお取りください。

◎死亡保険金・高度障害保険金が支払われた場合、こまかさ共済からは脱退となりますので、その他の保険金・給付金および見舞金・祝金・弔慰金等のお支払いはありません。

効力発生日(加入日)

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。

掛金のお払込み

掛金のお払込みは効力発生日の前月20日に、ご指定の口座から振替をいたします。初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2か月分の振替をいたします。2か月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後毎月の掛金は20日にご指定の口座から振替をいたしますが、振替ができなかった場合は翌月に2か月分の振替をいたします。2か月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。

加入・脱退手続

加入の申込は所定加入申込書により、商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金等はありません。

加入者証の発行

加入者に対しては、「加入者証」を発行します。

☆ 保険金等の受取人・請求

1.保険金・給付金の受取人は、加入申込書の「保険金・給付金受取人指定」欄の中から加入者の同意を得て選択していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡した場合は商工会議所に備え付けの書類により、遺族の了解を得て請求手続をおこなってください。また、高度障害状態になられたとき、不慮の事故で入院したときは、加入者の了解を得てご請求ください。

2.見舞金・祝金・弔慰金・記念品の受取人は加入者です。商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

配当金

1年ごとに収支計算をおこなって剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。